

☆七月参院選挙への視点

四月、浜松市長・市議選から見えた複雑な結果

◆浜松市長選はなんとも悩ましい選挙でした。区の再編と水道問題が争点であるにもかかわらず、選挙公報を見る限りA候補はどちらにも無言(争点隠し?)、B候補もほとんどはつきりしない。そして当選の可能性のないC候補のみ主張がはつきりしていました。市議選も主張がはつきりしている人は少数でした。

◆結果は現職候補(区の再編が持論)が他の二候補の得票数の合計よりも多い十九・五万票で圧勝でした。一方、区の再編住民投票で、三区反対が約六〇%あり、市民は必ずしも再編を理由に市長を選んだのではないとみられます。(再編そのものに反対49・1%、三区案反対59・1%、三区案には反対だが再編は賛成9・8%)

選挙で見えなかったもの、それは憲法遵守の視点です

◆一方で、市長選有力二候補に、憲法を堅持した上で生活の安定や幸福の実現という視点ありませんでした。私たち憲法を守る会は、地方選挙では憲法の事は考えなくていいというのはおかしいと考えています。軟弱地盤の上に建物を建てるようなものだからです。国民の無関心がそれを許していると見ています。

七月参院選挙前に何があるか

◆この無関心は3分の2の改憲勢力を持っている政権を利することになります。従って無関心なうちに七月の参院選の前までに憲法改正の道筋(発議)を付けてしまうという、現政権の可能性がゼロとは言いい切れません。

◆国の運命を決する重大なことをそんな短期間で強行できるのでしようか。しかし、現政権の沖繩に対する民意無視の横暴なやり方、議会制民主主義を無視する強権的な姿勢などを見ていると、決して目を離してはなりません。

私たちの心構え

◆私たちは、政府の宣伝に惑わされないよう、広く人々に真相を知ってもらい、「戦争の出来る国になっても本当にいいのですか」と真剣に訴えて行きます。浜松市憲法を守る会は、どんな選挙でも憲法の価値を強く訴えてゆきます。

二〇一九年四月十四日(日) 護憲平和行進(通算626回目)
★浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五
★月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合

五月三日(金・祝) 10・30・11・45 憲法記念日・浜松市民集会 があります
場所 浜松市地域情報センター
講演 「天皇代替わりと憲法」
講師 中島三千男(神奈川大学名誉教授、日本近現代思想史)
共催 浜松・憲法九条の会、戦争させない・9条壊すな!浜松総がかり行動

★4・28 沖繩デーも忘れない! (沖繩屈辱の日)
1952・4・28 年日本は独立。しかしこの日、沖繩は米国統治下に放置されたのです。



日本国憲法・前文

とわれ日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、国民の権利が国民に存すること、この憲法の目的とするところ。その威を国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。